

生活困窮者のための就労訓練事業を 考えてみませんか？

生活困窮者自立支援制度が平成27年4月に始まります。「仕事が見つからない」「社会に出るのが不安」「家賃が払えず家を追い出されそう」など、さまざまな困難の中で生活に困窮している人に包括的な支援を行う制度です。

その中で「就労訓練事業」という仕組みが導入されたのを御存じですか？これは、事業者が自治体から認定を受けて、生活困窮者に就労の機会を提供するものです。引きこもっていた期間が長かった、心身に課題があるなどすぐには一般就労に従事することが難しくても、短い時間であったり、支援や配慮があれば働くことができる人は大勢います。

誰もが支え合う社会をめざして、この制度は創設されました。事業者の皆さんにとっても、貴重な人材だと思える人がきっと見つかるはず。生活困窮者の状況に応じた支援付きの働く場を提供するこの事業、皆様も是非その実施を考えてみませんか？

就労訓練事業とは？

- 自立相談支援機関（生活困窮者自立支援法に基づき自治体やその委託事業者が運営）のあっせんに応じて、就労に困難を抱える生活困窮者を受け入れ、その状況に応じた就労の機会を提供するとともに、生活面や健康面での支援を行う事業です。
- 利用者は、雇用契約を締結せず、訓練として就労を体験する形態（非雇用型）、雇用契約を締結した上で支援付きの就労を行う形態（雇用型）のいずれかで就労を行います。
- どちらの場合も、本人の状況に合わせてステップアップしていく、最終的には一般就労（企業や事業所等において、一般的な従業員と同じ働き方をすること）につなげることが目標です。

対象者はどんな人？

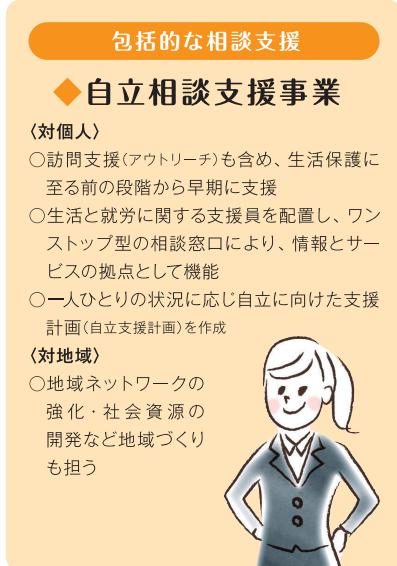
- すぐには一般企業等で働くことが難しい方です。長期離職者、ニート・ひきこもり、心身に課題があつたり、精神疾患を抱える方、生活保護受給者など、さまざまな状況の方がいらっしゃいます。
- 就労訓練事業の対象者に該当するかどうかや雇用型・非雇用型のどちらで事業を利用するかについては、受け入れ事業所や本人の意向を踏まえた上で、自立相談支援機関のアセスメントに基づき判断され、最終的には行政により決定されます。

具体的にどのような支援をするの？

- 例えば、毎日の就労が難しい、体調の変化でときどき休んでしまうという方に対しては、就労日数や一日の就労時間を少なくしたり、まわりの従業員の理解を求めつつその方が休んだときの仕事をカバーしたりするなどの配慮をします。あるいは、集中力が必要な複雑な仕事がまだできないという方の場合は、他の従業員の方が行っている業務のうち、その方に合った業務をいくつか切り出して、一人分の仕事にします。
- また、これとあわせ、必要に応じて、身だしなみや健康管理に関する指導やビジネスマナーやコミュニケーションに関する支援などを行います。



新たな生活困窮者自立支援制度



本人の状況に応じた支援^(※)

基本は、
自立に向けた
人的支援を
包括的に提供



※右記は、生活困窮者自立支援法に規定する支援(◆)を中心記載しているが、これ以外に様々な支援(◇)がある

就労訓練事業の支援のイメージ

支援のイメージ

自立相談支援機関による課題の評価・分析(アセスメント)、
行政による支援決定

就労訓練事業

一般就労

支援付雇用型

非雇用型

- 訓練計画に基づく就労訓練
- 事業主の指揮監督を受けない軽作業等
- 就労支援担当者による就労支援・指導等

- 雇用契約に基づく就労
- 比較的軽易な作業を想定
- 就労支援担当者による就労支援・指導等
- 就労条件における一定の配慮(労働時間、欠勤について柔軟な対応)

- 雇用契約に基づく就労
- 必要に応じ、自立相談支援機関等がフォローアップを実施

(課題の評価・分析(アセスメント)は約6ヶ月ごとに実施)